第1章 日本標準産業分類の変遷と第14回改定の概要

1. 日本標準産業分類の作成要旨とその変遷

日本標準産業分類は、行政機関が作成する公的統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互 比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、全ての経済活動を財 又はサービスの生産と供給において類似した産業別に分類している。

ここに刊行した「日本標準産業分類(令和5年7月告示)」は、昭和24年10月の設定後14回目の改定に当たり、平成25年10月の前回改定以降の新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化等を踏まえている。

ここで日本標準産業分類の変遷を、昭和24年10月の設定以前の経緯と併せて述べれば、概略は次のとおりである。

大正9年の第1回国勢調査のときに作られた職業分類(大正9年12月24日内閣訓令第1号)に産業の分類に当たる部分も含まれているが、我が国の最初の産業分類は、昭和5年第3回国勢調査に際し、職業分類と明確に分けて作られた産業分類(昭和5年12月27日内閣訓令第3号)とするのが適当である。この産業分類は、大分類、中分類、小分類からなる3段階構成であり、その構成は、大分類10、中分類42、小分類280となっている。しかしながら、各省が統一的に使用するように規定されていたものの、同時に、特に必要があるときは本分類と比較対照を失わない程度に各項目を変更することができるとされていた。

戦後、国際連合が提唱した 1950 年世界センサスに呼応して、我が国でも大規模な各種センサスを実施することとなった。これを機会に、統計の総合調整を所管する行政委員会として設けられた統計委員会の下に 1950 年センサス中央計画委員会及び各種の専門部会が設置され、センサス実施とともに、基礎事業である各種分類の研究が進められることとなった。

専門部会の一つである産業分類専門部会によって、日本標準産業分類の作成作業が昭和 23 年3月から開始された。米国の専門家の協力も得つつ、米国の標準産業分類や国際連合の国際標準分類の研究等の検討作業が行われ、同年8月に日本標準産業分類仮草案が作成された。さらに、総理庁統計局(現在の総務省統計局)及び商工省調査統計局(現在の経済産業省大臣官房調査統計グループ)における試験調査等を踏まえた修正を経て、同年10月に最終決定され、「日本標準産業分類第1巻-分類項目名、説明及び内容例示(昭和24年10月)」及び「日本標準産業分類第2巻-五十音索引(昭和25年3月)」として、統計委員会事務局より刊行公表された。

日本標準産業分類が政府として統一的に使用されるようにするための方策については、昭和24年12月23日の第12回統計委員会及び昭和25年4月28日の第17回統計委員会において審議され、その結果、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく政令を制定し、その使用を義務付けることとなった。

その際、検討課題となったのは、日本標準産業分類が、数多くの統計調査に対し、無理なく 適用できるものとなっているかという点であった。そこで、日本標準産業分類の実際の使用状 況や、我が国産業構造の変化を検討した結果、日本標準産業分類を改定する必要があるとの結論に達した。改定作業は、産業分類専門部会に産業部門別小委員会を設けて行われ、昭和 26 年3月改定に関する成案が得られたことから、前述の政令として、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和 26 年4月 30 日政令第 127 号。以下「分類政令」という。)が制定・公布されるとともに、日本標準産業分類についても第1回改定及び統計委員会公示としての官報掲載が行われた。

統計委員会は、昭和 27 年8月に行われた行政機構改革に伴い行政管理庁に統合され、統計審議会が附置されることとなった。日本標準産業分類に関する諸問題については、統計審議会の下に設けられた産業分類専門部会が審議に当たることとなり、昭和 28 年3月の第2回改定は同部会の審議を踏まえて行われた。昭和27年9月18日の第1回統計審議会において、行政管理庁長官から統計審議会会長にあてた諮問第1号(統計調査に用いる産業分類の基準の設定について)が行われ、これに対する2回の答申を受けて、昭和29年2月の第3回改定及び、昭和32年5月の第4回改定がなされた。これ以後も、我が国産業構造の変化等を反映して各種統計調査での使用上多くの問題が生じてきたことから、統計審議会に対し諮問・答申を行った上で改定が行われた。

平成 19 年 5 月、第 166 回国会において、公的統計の体系的かつ効率的整備及びその有用性の確保を図ることを目的とした統計法(平成 19 年法律第 53 号)が成立し、同法第 28 条において、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準である「統計基準」が設けられた。統計基準は、同条に基づき総務大臣が設定するものである。また、統計法の規定により統計委員会が設置され、統計審議会は統計委員会に改組された。

統計法の全面施行に伴い、分類政令が廃止されたため、日本標準産業分類を統計基準として設定する必要が生じた。総務大臣は、統計委員会に対して平成21年1月19日に諮問を行い、統計基準として設定して差し支えないとの答申を得た上で、平成21年3月に日本標準産業分類を統計基準として設定し、公示した。さらに平成25年10月の第13回改定では、これまで分類項目と一体的に定めてきたものの統計基準に含めて公示していなかった「一般原則」についても、改めて統計基準として明確化された。「一般原則」は、「産業の定義」、「事業所の定義」等、日本標準産業分類の基本的な原則が記載されているもので、これを基に各種の統計調査の設計が為されている。

今回の第14回改定は、前回の第13回改定以降10年ぶりの改定となる。 参考のため、改定についての年月日等を示せば、次のとおりである。

日本標準産業分類(昭和24年10月設定) の改定経緯

	審議会関係(注1)			告 示 日	適用日
	諮問番号	諮 問 日	答 申 日	古 小 口	
第1回	_	_	_	昭26. 4.30	昭26. 5. 1
第2回		1	1	昭28. 3.31	昭28. 4. 1
第3回	第1号	昭27. 9.18	(1)昭29.2.12	昭29. 2.27	昭29. 3. 1
第4回			(2)昭 32.4.26	昭32. 5. 1	昭33. 1. 1
第5回	第 92 号	昭37.11.19	昭37.12.14	昭38. 1.12	昭38. 4. 1
第6回	第105号	昭41. 2.18	昭42. 2.17	昭42. 5. 1	昭43. 1. 1
第7回	第139号	昭46. 6.16	昭47. 2.18	昭47. 3.31	昭47. 4. 1
第8回	第164号	昭50.12.5	昭51. 4.16	昭51. 5.15	昭52. 1. 1
第9回	第195号	昭57.12.17	昭58. 4.15	昭59. 1.10	昭60. 4. 1
第10回	第233号	平 3. 6.14	平 5. 7. 9	平 5.10. 4	平 6. 4. 1
第11回	第268号	平13. 2.16	平14. 1.11	平14. 3. 7	平14.10.1
第12回	第320号	平19. 4.13	平19. 9.14	平19.11.6	平20. 4. 1
統計基準設定(注2)	第14号	平21. 1.19	平21. 1.19	平21. 3.23	平21. 4. 1
第13回	第53号	平25. 5.17	平25. 9.27	平25. 10. 30	平26. 4. 1
第14回	第172号	令 5. 3.23	令 5. 6.16	令 5. 7.27	令 6. 4. 1

- (注1) 平成19年10月に統計審議会に代わり統計委員会が置かれたことから、第3回~第12回改定に関する審議は統計審議会で、それ以後は統計委員会で行われている。
- (注2) 平成21年の設定は、現行統計法施行に伴い、位置付けが統計基準に変更されたことから行ったものであり、分類の内容については、第12回改定と変化はない。

2. 日本標準産業分類の改定要旨

(1) 日本標準産業分類改定に関する統計委員会への諮問

(公印·契印省略)

総 政 企 第 42 号 令和 5 年 3 月 23 日

統計委員会委員長 椿 広計 殿

総務大臣 松本 剛明

諮問第 172 号 日本標準産業分類の変更について(諮問)

標記について、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準を別紙のとおり変更するに当たり、同法第28条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(2) 統計委員会答申

(公印·契印省略)

統 計 委 第 9 号 令和 5 年 6 月 16 日

総務大臣 松本剛明殿

統計委員会委員長 椿 広 計

諮問第 172 号の答申 日本標準産業分類の変更について

本委員会は、日本標準産業分類の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 変更の適否

諮問された日本標準産業分類の改定案の内容は、おおむね適当である。ただし、以下の2に示す修正理由とそれを踏まえた修正を行った上で、別紙のとおりとすることが適当である。また、次回改定(第15回)に向け、3に示す今後の課題について検討する必要がある。

2 修正理由とそれを踏まえた修正

(1) 一般原則に関する事項

諮問された一般原則に関する事項はおおむね適当である。ただし、以下の事項については 必要な修正を行うこととする。

ア 第2項 事業所の定義

諮問された事業所の定義における追加項目(9)は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定。以下、「第Ⅲ期公的統計基本計画」という。)の別表で今後5年間に講ずる具体的施策として掲げられていた事項に対して、検討されたものである。事業所としての設備等が外形上からは容易に判別し難いが、収益のある法人等を事業所に含めて取り扱うことができるものとなっており、おおむね適当であるが、改定案に場所的概念を加えて以下のとおりとすること。

(9) 統計調査の目的によっては、役員等は存在するが、設備を専有していない法人等の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす。

イ 第3項 分類の基準

諮問案について、分類体系は大きく変更されていないが、「分類の基準」は、記述内容の明瞭化に加え、国際分類の記載内容を参考に記載順が変更されていた。この記載順の変更の趣旨に関しては、総務省からの補足説明も踏まえてまとめると次のようになる。

- ・ 現行の日本標準産業分類における「分類の基準」では、需要側の基準が先に記載されているが、これは需要側の基準を重視する意図ではない。また、これまでの日本標準産業分類では、「分類の基準」の記載順の意図は明示されていなかった。
- ・ 諮問案の検討に当たっては、前回(第13回)の改定時における答申の指摘事項、第Ⅲ 期公的統計基本計画における検討項目、需要側と供給側の概念が混在しているとの有識者からの指摘等を踏まえて議論を行った。
- ・ その結果、需要側の分類である生産物分類が既に作成されていることから、供給側の 視点からの日本標準産業分類の位置づけを明確にするため、今回の諮問案においては「分 類の基準」の記載順を変更し、供給側の基準を先に記載することとした。
- ・ このように、新たな「分類の基準」の記載順は、現行の「分類の基準」を再整理した ものであるため、分類体系を変更させるものではない。

諮問された「分類の基準」の変更及び当該変更の理由は、国際分類の記載内容とも整合的であり、現行の日本標準産業分類においても、供給側の基準により分類されている項目等が一定程度存在することとも整合すると認められることから、記述内容の明瞭化も含め、おおむね適当である。

ただし、このような記載順の変更の趣旨をユーザーが理解できるようにするため、総務 省はそれを今回の日本標準産業分類の改定に合わせて公表することとし、ホームページ等 でわかりやすく掲載すること。

併せて、なお書きの記載部分は、本分類の分類項目が統計調査以外でも利用される旨が 分かるように以下のとおりとすること。

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業 別表章等に用いられるものである。

ウ 第4項 分類の構成

本分類の変更に伴い、「分類の構成」についても議論を行った。

各分類項目の項目数の記載は、改定後の各分類項目数を集計した結果であり、一般原則であるとは説明し難いため、当該部分からは削除することが適当である。なお、各分類項目数は、参考としてホームページ等に掲載する。

また、本文の記載については、全体をまとめて以下のとおりとすること。

本分類の構成は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階の階層とする。また、分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4桁の分類番号によりそれぞれ表記する。

エ 第5項 分類の適用単位

本分類の変更に伴い、「分類の適用単位」についても議論を行った。
企業等に対して本分類を適用する場合等の記載は、分かりやすさの観点から以下のとお

本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所である。

他方、経済センサス等において、企業等(主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主)を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を準用することができる。なお、国勢調査等において、個人を単位として本分類を適用しようとする場合には、その個人の属する事業所に本分類を適用することにより、それを行うことができる。

(2) 分類項目に関する事項

- ア 諮問された分類項目表のうち、分類項目の新設及び分類項目の再編については、それぞれ分類項目を新設する際の量的な基準を満たしているとともに、産業動向の変化又は制度 改正に対応したものとして認められたことから、適当である。ただし、以下に示す分類項 目については、分類項目名の修正を行うこととする。
 - ① 細分類「食料品スーパー」分類項目名には「スーパー」の正式名称を用いることが適当と考えられることから、「食料品スーパー」ではなく、「食料品スーパーマーケット」とする。
 - ② 中分類 56 の再編

分類項目名には「スーパー」の正式名称を用いることが適当と考えられることから、 小分類及び細分類の「総合スーパー」ではなく、いずれも「総合スーパーマーケット」 とする。

また、小分類及び細分類の「ワンプライスショップ」は、「ワンプライス」という表現が日本語として十分に定着しているとは言い難い状況であることを踏まえ、「ワンプライスショップ」ではなく、いずれも和名である「均一価格店」とする。

イ 分類項目名の変更については、分類項目の対象をより適切に示す観点からの変更であり、 適当である。

(3) 本分類の適用に当たっての留意事項

本分類の変更に伴い、適用に当たっての留意事項についても議論を行った。公的統計の作成における本分類の適用に当たって、留意すべき事項として以下を示すことは適当である。 ア 本分類を適用する時期。

イ 本分類の適用に当たって、分類表の一部の分類項目のみを使用することができるほか、 分類表の大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位 の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができること。

ただし、公的統計の作成目的に応じ、分類体系を損なわない範囲において分類項目をまとめて表章できること。

(4) 前回(第13回改定)の統計委員会の答申における指摘事項への対応

前回(第13回改定)の統計委員会の答申において指摘された検討課題への対応としては、 おおむね適当である。ただし、「無店舗小売業」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」 の取扱いについては、「3 今後の課題」に記すとおりとすること。

(5) 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題への対応

第Ⅲ期公的統計基本計画における課題のうち専従の労働者等が存在しない法人等の整理に関する対応としては、上記の2(1)アのとおりで適当である。

また、SUT 体系への移行に向けた生産技術の類似性の観点からの検討については、製造業等の複数の分野を対象に、生産技術の類似性の観点からの考え方の整理や試行を行い、課題を整理した対応はおおむね適当である。ただし、「3 今後の課題」に記すとおり、引き続き検討を行うこと。

3 今後の課題

今回、本分類の変更について検討が行われ、諮問された改定案に対して必要な修正を行うこととしたが、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)における「統計ユーザー等に対して、社会経済や報告者の状況に対応した適切かつ比較可能性ある統計を常に提供するとの観点からは、統計基準等の改定や整備は、統計行政における将来にわたる対応として重要である。このような改定や整備は大規模調査実施のタイミングも踏まえ、時代の変化に合わせ、定期的に行うことが必要である。」との指摘も踏まえ、今後も適時適切に経済構造の変化を捉える観点から、継続して常に見直しの検討を行う必要がある。

このような趣旨を踏まえつつ、次回改定 (第15回) に向けて以下の課題について検討する必要がある。

(1) 共通的課題

① 継続的な検討

ユーザー、政策を享受する国民、政策形成者のそれぞれの立場を考慮しつつ、適時適切に経済構造の変化を捉える観点から継続して常に改善に取り組むこと。また、後述する各論的課題への対処に併せて、新しくて重要な産業を可能な限り早期に設定できる方策を検討すること。ただし、改定に伴う過去への遡及等のコストと利益のバランスを考慮すること。

② 国際分類との比較可能性の向上

新規立項の検討及び分類体系の見直しの際、国際比較をより可能とするためには、国際分類に可能な限り合わせていくことが有用であるが、その際、国際分類は各国への適用を想定していることを考慮した上で、未来に向けて日本としてどのような分類項目が適当かを引き続き検討していくこと。

③ 分類項目と分類体系の見直し

- 一律の量的基準だけではなく、関係する分類項目の粒度を把握しつつ、成長産業か衰退産業かなどの動向を確認するとともに、社会的な重要性や制度上の必要性も考慮した上で、分類項目の新設や統合等を検討すること。
- 分類項目を新設して細分化する際の利益と費用を考えることが重要であり、その上で 細分化する場合には経済実態をより的確に把握しやすくなるが、他方で回答者の負担が 大きくなるため、分類項目の活用の見通しの確認等を含め、両者のバランスを十分に検 討すること。
- 分野によって細分類項目の粒度が異なり、不均衡が生じている。特に小売業や飲食店の細分類項目の一部が細か過ぎる設定となっているほか、分類項目の設定基準が不明瞭であるため、生産技術の類似性の観点による見直しの検討状況も踏まえながら、望ましい分類体系の実現に向けた検討を行うこと。また、特定の分類項目が一定以上の割合を占める場合、その下位の分類項目の見直しを検討すること。

④ 生産技術の類似性の観点からの見直し

産業分類検討チームでは、製造業等の複数の分野を対象に、生産技術の類似性を適用する際の考え方の整理や定性的な試行を行った上で、課題の整理を行った。今後は、これまでの検討結果を分類体系及び分類項目に適用するための見直しを行うこと。

⑤ 管理、補助的経済活動と同一企業内の事業所間取引の取扱い

管理事務を行う本社等を各中分類に分類項目として設定している点で、国際標準産業分類及び北米産業分類システムとは異なっている。主にそれらとの整合の観点から、どのような見直しが適切かを検討すること。

(2) 各論的課題

① 中分類「インターネット附随サービス業」の見直し

大分類G-情報通信業の中分類「インターネット附随サービス業」は、第14回改定において内容例示を中心に変更したが、今後の国際分類の検討結果や経済社会の環境の変化等を踏まえ、引き続きその在り方を検討すること。

② デジタル産業の取扱い

デジタル産業やDX は今後も伸張が見込まれるため、生産物分類との関係を考慮しつつ、情報通信業を始めとして、製造業、卸売業・小売業、金融業・保険業等との関連性や位置づけを検討すること。

③ 無店舗小売業の取扱い

現行の日本標準産業分類では、インターネット販売と無店舗販売を兼業している事業者を把握できないため、今後の国際分類の動向や経済社会の環境の変化等を踏まえ、大分類 I - 卸売業、小売業の中分類「無店舗小売業」の在り方を検討すること。

④ 発電業の電源種別による細分類設定

発電業の分類は、第14回改定では法改正に伴った分類項目の新設がなされた。他方、経済統計の改善の観点からは、供給側の視点に基づく電源種別の細分類設定に向けて引き続き検討すること。

(5) 3PL サービスの新規立項

第14回改定において、3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)サービスは、その実態把握が困難であることに加え、事業形態が多様であるため、統一的に定義した上で特定の産業として位置付けることが困難であった。他方、生産物分類では3PLサービスを設定している。このような状況を踏まえつつ、どのような位置付けが可能かを検討すること。

⑥ ファブレス企業の取扱い

国際標準産業分類の第5次改定では、製造業において企業が製品の企画や設計に関連する知的財産の所有権を有する場合には、製造業として分類する方向で検討が行われていることから、その検討結果や経済社会の環境の変化等を踏まえ、どのように整合性を図るかを検討すること。